

袋

井

市

袋井市文化振興計画

文

化

振

令和5年3月 | 袋井市

興

計

画





# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 文化の範囲	2
<b>第2章 文化を取り巻く状況</b>	<b>3</b>
1 国・県の動向	3
2 社会状況の変化	4
3 本市の現状と課題	6
<b>第3章 計画の方向性</b>	<b>15</b>
1 基本理念（目指す姿）	15
2 基本方針	16
3 計画の体系	17
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>19</b>
1 基本方針1	19
2 基本方針2	21
3 基本方針3	26
<b>第5章 計画の推進</b>	<b>28</b>
1 推進体制	28
2 計画の進捗管理	29
<b>参考資料</b>	<b>30</b>

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

文化は、豊かな人間性や想像力を育むとともに、生活に潤いをもたらし、人々が心豊かに生きる上で欠かせないものです。また、人々の心のつながりや相互に理解し合う環境を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものでもあります。

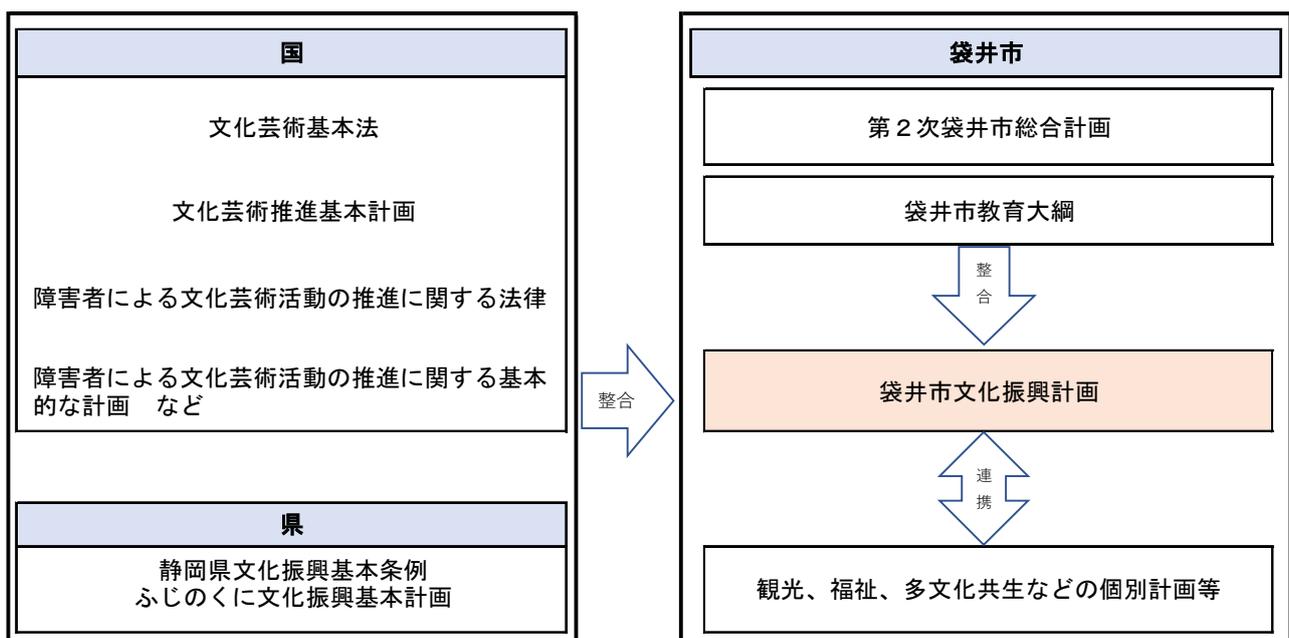
近年、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、情報通信技術の発展など、社会状況は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症により私たちの日常生活や社会経済の状況は大きな影響を受けています。

このように社会状況が変化する中で、文化の持つ力を活かし、市民一人ひとりが心の豊かさやまちの活力を実感できるよう、本市の文化振興の方向性を示すとともに、文化振興施策を包括的かつ効果的に推進するため本計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法第7条の2に基づき、地方公共団体が定めるよう努めるものとされている「地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画」として策定するものであり、法律や国・県の計画と整合を図るとともに、「第2次袋井市総合計画」の文化振興に関する分野別の実施計画として定めます。

図 1-1 計画の位置づけ



### 3 計画期間

計画期間は、令和5（2023年）年度から令和12（2030年）年度の8年間とします。

なお、新たな総合計画が策定された場合や社会情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて、計画を見直すこととします。

図 1-2 計画期間

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
文化振興計画			▶							
総合計画	▶					▶				
		第2次後期基本計画								
教育大綱	▶					▶				

### 4 文化の範囲

文化は、非常に広い範囲に及び、衣食住をはじめとする生活全般に関わるものです。本計画においては、文化芸術基本法に定める文化芸術の分野を中心としながら、新たに生まれる文化についても配慮するものとします。

なお、文化財もこの計画範囲に含まれますが、文化財の保存と活用に関する方針などは「袋井市文化財保存活用地域計画」で定めます。

図 1-3 文化芸術基本法に定める文化芸術の分野

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、マンガ、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化 国民娯楽 出版物等	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化 囲碁、将棋、その他の国民的娯楽 出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

## 第2章 文化を取り巻く状況

### 1 国・県の動向

#### (1) 文化芸術基本法へ改正

国は、平成13年に施行された「文化芸術振興基本法」に基づき、文化芸術の振興に関する取組を進めてきました。この法律が、平成29年6月に「文化芸術基本法」に名称と合わせて改正され、文化・芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化・芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を文化・芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしています。

#### (2) 文化芸術推進基本計画の策定

国は、「文化芸術基本法」に基づき、平成30年3月に「文化芸術に関する基本的な計画」を初めて策定し、今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（平成30年度～平成44年度）の文化芸術政策の基本的な方向性を示しました。

文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指しています。

#### (3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画策定

国は、障がいのある人の文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加を促進することを目的に、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を施行しました。

この法律に基づき、平成31年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

#### (4) 第5期静岡県文化振興基本計画策定

静岡県は、令和4年3月に「第5期静岡県文化振興基本計画」を策定しました。

“多種多様な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる「ふじのくに芸術回廊」の実現”を基本目標に掲げ、子どもたちを感性豊かに育み、生涯を通して文化に親しめる地域社会を目指しています。

## 2 社会状況の変化

### (1) 情報通信技術の発展

情報通信技術の発展に伴い、SNSによる画像の投稿や動画配信、デジタルアートの鑑賞など文化の楽しみ方が多様化しています。また、人間が与えた文章に基づいて絵画を生成する絵画生成AIが話題となっているほか、音楽の分野において、AIなどの情報技術の活用が増えており、特別な技術を持たない方でも、情報技術を活用することで、多様で広範な文化活動の展開が可能になっています。

### (2) グローバル化の進展

グローバル化の進展に伴い、国内外の多様な文化を享受しやすくなるとともに、文化を通して世界とつながることが可能となっています。特に、情報通信技術の発展は目覚ましく、Web会議システムはコロナ禍以降急速に普及し、海外とのオンラインによる交流が活発に行われています。そのため、文化的な多様性を尊重し、相互理解を促進していくことの重要性が高まっています。

### (3) 人口減少・少子高齢化

人口減少、少子高齢化に伴い、これまで市民の文化活動を担ってきた団体の中には、会員の高齢化や会員数の減少により、文化活動の継続に支障が生じつつあります。

また、次代の文化の担い手不足や地域コミュニティの活力低下も懸念されています。

### (4) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な文化活動が縮小や休止を余儀なくされ、また活動の際の感染防止対策の徹底や実施方法の変更など、文化活動に影響が出ています。

一方で、文化が人々の心に潤いや精神的な安らぎを与えてくれるものであるとの認識にもつながりました。

### (5) SDGsへの貢献

SDGsは、平成27年に国際連合で採択され、環境、経済、社会それぞれの側面を総合的に向上させるため、政府も取組を推進している持続可能な開発目標で、地方自治体や企業、団体、市民にも役割があり、それぞれが協力・連携しあうことが求められています。

文化の分野においても“誰一人取り残さない”取組が望まれており、本計画に基づき更なる文化の振興を図ることで、SDGsの達成につなげます。

本計画では、17の目標のうち、次の目標を中心に基本方針に反映しています。



### 3 本市の現状と課題

#### (1) 袋井市の文化振興の特色

##### ア 多彩なワークショップ

ワークショップとは、参加者の主体性を重視した体験型の講座やグループ学習などのことです。ワークショップの過程をとおして、創造性を高めたり、創作意欲を向上させるとともに、様々な気づきを得ることができます。

本市では、月見の里学遊館やメロープラザ、コミュニティセンターなどのワークショップに適した施設を活用し、多彩なワークショップを実施しています。

##### (ア) 子ども向けワークショップ

子ども達の豊かな創造力やコミュニケーション能力を養うとともに、文化がもたらす感動や創作の喜びを感じる機会を提供するため、また普段の学校生活では接することのない大学生など、異年齢交流を促進するため、様々な大学と連携した創作体験ワークショップを開催しています。



【パブリックアートをデザインしよう】



【もじもじっけんワークショップ】



【絵本ワークショップ】

また、月見の里学遊館やメロープラザ、コミュニティセンターでは、子どもたちが気軽に参加できる様々なワークショップを開催しています。



【こどもワイワイ体験ワールド 華道】



【メローカレッジ小学生体験講座 陶芸】



【コミュニティセンター 少年学級  
デザート作り】

### (イ) 大人向けワークショップ

月見の里学遊館やメロープラザ、コミュニティセンターでは、料理や音楽、健康など身近なテーマに関する多彩な体験型ワークショップを実施しています。

体験を通して市民が学び合い、参加者同士が交流する場となっています。



【大人の水彩画】



【メローカレッジ そば打ち】



【高齢者学級 寄せ植え講座】

## イ 文化振興の拠点

市内には、月見の里学遊館やメロープラザ、コミュニティセンター、郷土資料館、近藤記念館、図書館、エコパアリーナなどの施設があり、様々な文化活動が行われています。

特に、月見の里学遊館とメロープラザは本市の文化振興の拠点として、それぞれの施設で特色ある事業を実施するとともに、コミュニティセンターは、市民が文化活動を行う地域の拠点となっています。

### (ア) 月見の里学遊館

ホールやワークショップルーム、会議室、プールなどからなる複合施設で、定員383人のホールは良質な音を提供できるよう空間に配慮されています。

一流のアーティストによるコンサートや各種ワークショップの開催、子どもを対象とした「こうさぎ合唱団」や「映画をつくろう」など、芸術性の高いものから誰でも楽しめるものまで、多様で幅広い事業を実施しています。



【施設外観】



【室内楽アカデミー】



月見の里学遊館 HP

### (イ) メロープラザ

ホールやものづくり工房、調理室、食工房などからなる複合施設で、定員507席のホールは座席から平土間（フラット）に転換でき、多機能性を活かした利用がされています。

メロプラフェスタや市民劇団公演、市民講師によるメローカレッジなど、地域文化の振興を図る事業を実施するとともに、市民ボランティアの育成にも力を入れています。



【施設外観】



【コスモスまつり】



メロープラザ HP

### (ウ) コミュニティセンター

地域づくりの拠点であるコミュニティセンターは、市内に14館あり、各種学級や講座などで文化的な事業を実施するとともに、クラブ・サークル活動も盛んに行われ、市民が身近に文化に親しむ場所になっています。

それぞれのコミュニティセンターで行われるコミュニティセンターまつりは、市民が日頃の文化活動の成果を発表する場となっています。



【ボールペン字講座】



【成人学級 料理教室】



【家庭教育学級  
レジンアクセサリーづくり】



【コミュニティセンターまつり 芸能発表】



【作品展示】



【作品展示】

## ウ 彫刻のあるまちづくり

彫刻のあるまちづくりは、景観づくりや芸術に親しむ機会を創出することを目的に、平成3年度に旧袋井市で始まり、学校や公園、コミュニティセンターなどの公共施設を中心に彫刻・モニュメントの設置を進めてきました。

また、平成14年には、2002 F I F A ワールドカップの開催に合わせ、「JR愛野駅周辺アート整備事業」により18基の作品が設置されました。

この事業は、旧袋井市と旧浅羽町の合併以降も継承され、身近な場所で彫刻やモニュメントに親しむことができるとともに、美しい景観が形成されています。



【燦 SUN】



【照姫椿】



袋井市 HP

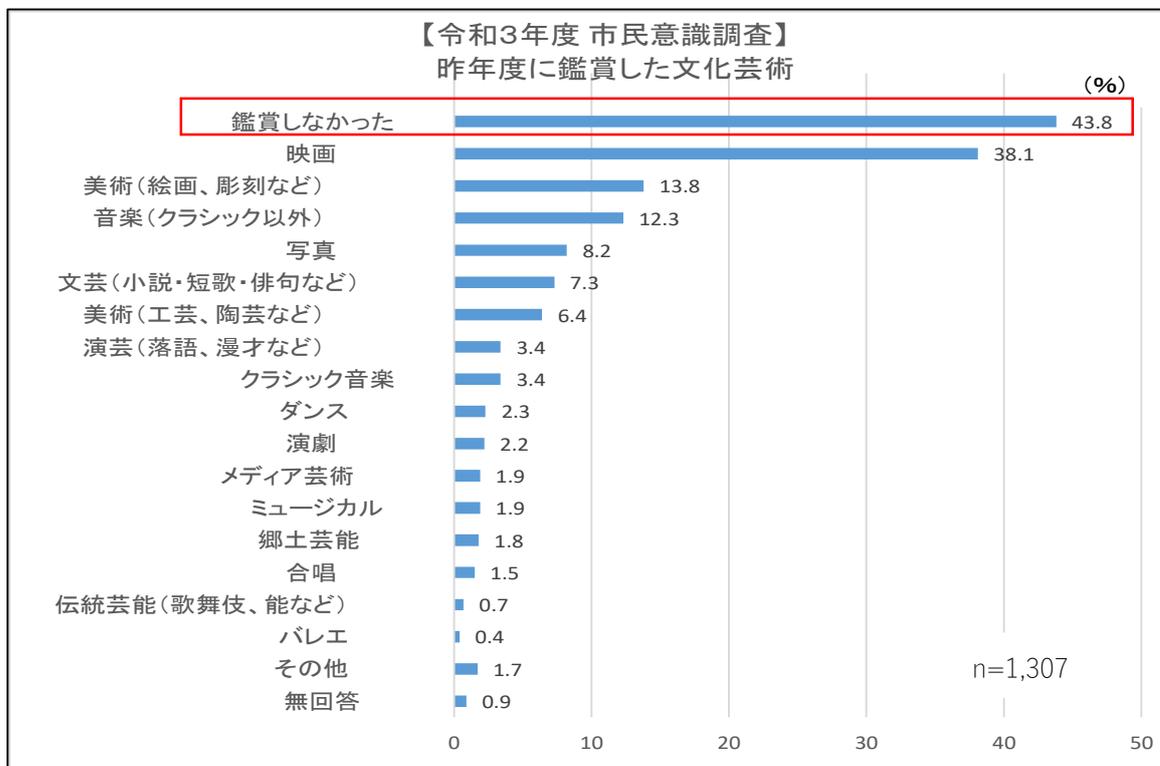
## (2) 文化に対する市民の意識

## 市民意識調査の概要

調査目的	令和3年度 袋井市総合計画推進に係る市民意識調査
調査目的	市民の生活における意識や暮らしの状況などを伺い、袋井市の総合計画(まちづくり)の進み具合を測る指標とするとともに、今後の取り組みについて検討する基礎資料とする
調査対象	市内在住の18歳以上の方 約3,000人を無作為に抽出
調査方法	郵送による調査
調査時期	令和3年5月～6月
回答者数	1,307人

## ア 文化に対する関心が低い

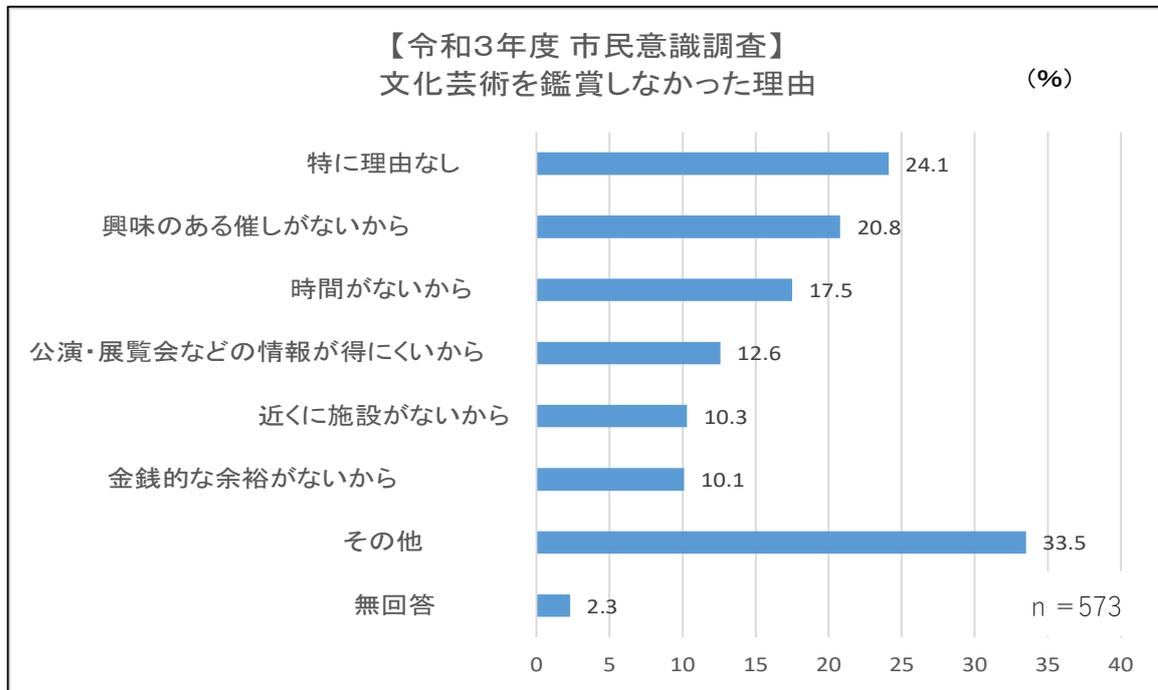
問 あなたが昨年度に鑑賞した文化芸術はどれですか



1年間に文化芸術を鑑賞しなかった人が43.8%います。

## イ 文化に親しむ機会が少ない人がある

問 あなたが昨年度に文化芸術を鑑賞しなかった理由はなんですか



### 【袋井市】令和3年度 市民意識調査結果

◇文化芸術を鑑賞しなかった理由は

1位：特に理由なし（138人）

2位：興味のある催しなかったから（119人）

3位：時間がないから（100人）

※「時間がないから」と答えた人が一番多いのは40代。

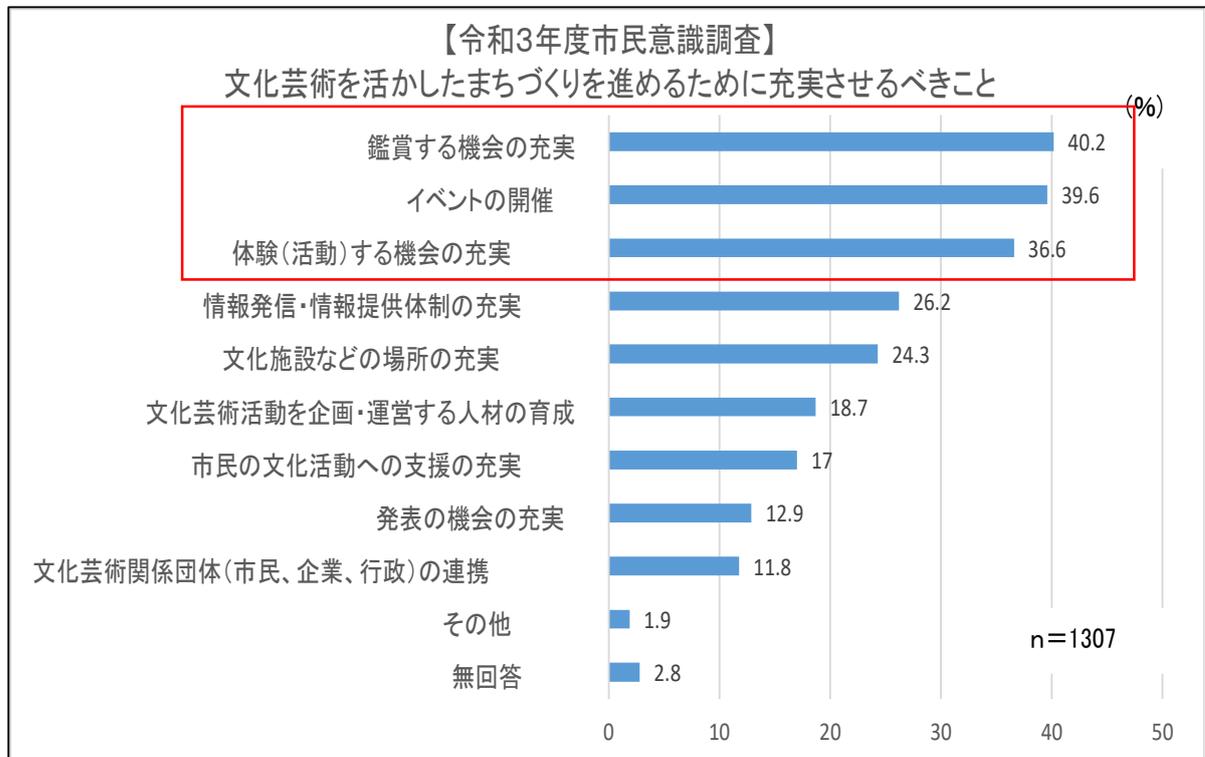
その他意見として「子育て中なので、余裕がない」との意見が複数あり

鑑賞しなかった理由は、コロナの影響も大きいですが、それ以外は「特に理由なし」の人が最も多い状況です。

また、子育て世代や働き盛り世代など、時間的余裕がなく、文化に親しむ機会が少ない人がいます。

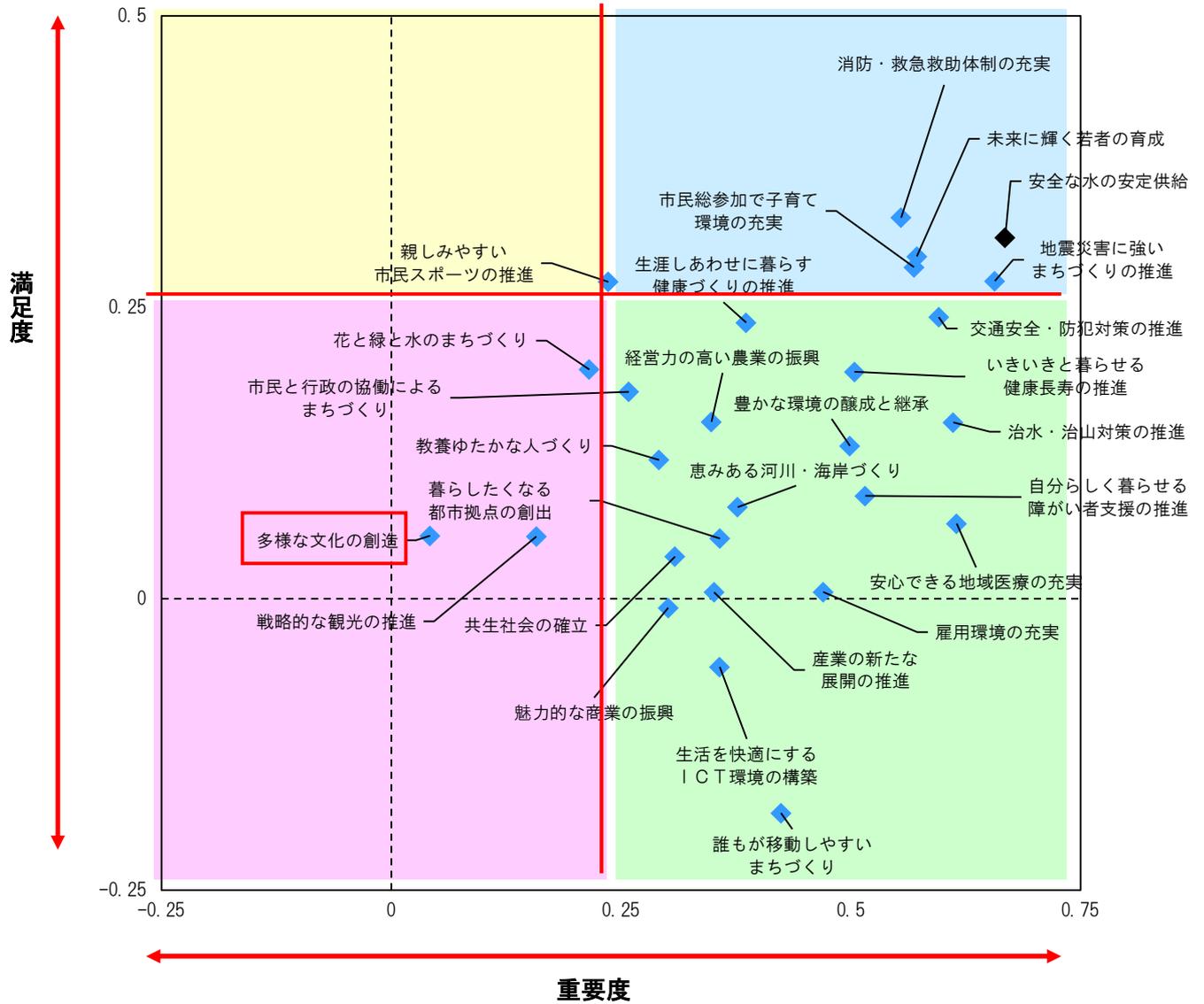
## ウ 文化に関する機会の提供が求められている

問 文化芸術を活かしたまちづくりを進めるために、何を充実させるべきだと思いますか



文化芸術を鑑賞する機会や体験する機会の充実やイベントの開催が求められています。

エ 満足度・重要度が低い



総合計画の全27の取り組みのうち、文化・芸術への取り組みについては、重要度・満足度ともに低い結果となっています。

### (3) 課題の整理

#### ア 文化に対する興味、関心の醸成

総合計画27取組の重要度、満足度の調査結果より、市民の文化に対する必要性や価値等が共有されていないと考えられます。

このため、文化に関する事業内容を充実させるとともに、必要性や考え方について広く周知するため、効果的な情報発信を行う必要があります。

また、幼少期から多様な文化に触れる機会を提供するとともに、誰でも文化に触れることができるよう、市民が気軽に、身近な場所で文化に親しめる機会を提供する必要があります。

#### イ 文化活動の基盤づくり

文化活動は、他者とのつながりや、新たな関係を生み出し、市民一人ひとりの心の豊かさやまちの活力につながります。

このため、個人や団体などの継続的な文化活動を促進するため、それぞれの状況に応じた支援を行う必要があります。

また、文化施設は、鑑賞、発表の場としてだけでなく、市民の文化活動を支援するとともに、団体同士がつながり連携できる環境を備える必要があります。

#### ウ 多様性を認める意識の醸成

文化を通し、様々な表現方法に触れることで、他者との共感や相互理解を深めることができます。

このため、年齢や障がいの有無、国籍、経済的な状況などに関わらず、誰もが文化を通じて、自らを表現する機会が確保されるとともに、多様性を認め合う意識の醸成が必要です。

#### エ 様々な分野との連携

文化は、観光やまちづくり、国際交流、福祉など、様々な分野に影響を与えるとともに、新たな需要や高い付加価値を生み出します。

このため、まちの魅力向上につながるよう、多様な分野との連携による取組を推進することが必要です。

## 第3章 計画の方向性

本市の文化振興の基本的な考え方として、基本理念（目指す姿）を掲げ、これを実現するための基本方針を定めます。

### 1 基本理念（目指す姿）

文化は、人々の心を耕し、育み、健やかな人間形成に寄与するものであるとともに、日々の生活に潤いや豊かさを与えてくれるものです。

また、人と人を結び付け、市民の社会参加や相互理解を促進し、まちの活性化にも寄与するものです。

そのため、年齢や障がいの有無、国籍、経済的な状況などに関わらず、誰もが文化に触れることができることが大切です。

この計画では、市民の誰もが日々の暮らしの中で多様な文化に触れることで、文化の持つ力を享受し、心豊かに生活できるとともに、魅力的で活力あるまちの形成を目指し、次の基本理念を掲げます。

文化のちからで誰もが心豊かに暮らすまち ふくろい

## 2 基本方針

基本理念を実現するため、3つの基本方針を掲げます。これらの基本方針に基づき、これから取り組んでいく施策の方向性を定め、それぞれの取組を展開していきます。

### 基本方針1：子どもたちが文化に親しむ機会の充実 ～触れる・育む～

本市は、子ども達がこれからの時代に必要となる力を身に付けるため、3歳から中学卒業までの12年間を通じた教育プログラムを行う「幼小中一貫教育」に取り組むとともに、情報通信技術を活用し、教育の充実を図っています。

子どもたちが心豊かに成長するとともに、文化に興味を持ち、次世代の担い手となるよう、これらの取組を活かしながら、幼少期から文化に親しむ環境の充実を図ります。

### 基本方針2：多彩な文化活動の促進 ～伝える・つながる～

本市は、豊かな自然や歴史・文化的資源に恵まれるとともに、人と人との距離感も程よく、ゆったりとちょうどいい暮らしができるまちです。

また、月見の里学遊館やメロープラザ、各地区にあるコミュニティセンターなど市民の文化活動に適した施設が身近に存在します。

こうした環境の中、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが文化の持つ力を享受するとともに、文化で人と人がつながり、それぞれの文化活動が活性化するように、多彩な文化活動の促進を図り、誰もが文化に親しむ環境をつくります。

### 基本方針3：文化を活かしたまちづくり ～活かす～

本市の人口動態をみると、近年は微増で推移しているものの、今後は少子高齢化が進み、間もなく人口減少に転じることが見込まれています。

このような中、今後も活力あるまちを維持し、市民が快適に暮らしていくために、文化を活かしてまちの魅力を向上させるとともに、文化を通じた交流が促進されるよう他分野や関係団体等との連携を強化します。

### 3 計画の体系

#### 基本理念

文化のちからで誰もが心豊かに暮らすまち ふくろい

#### 基本方針

1 子どもたちが文化に親しむ機会の充実  
～触れる・育む～



#### 施策

施策1 子どもたちが多様な文化を楽しむ機会の充実

取組1 文化を鑑賞する機会の充実

取組2 文化を体験する機会の充実

施策2 子どもたちの表現の場の創出

取組1 文化活動の発表の場の充実

取組2 文化活動を継続する環境づくり

2 多彩な文化活動の促進  
～伝える・つながる～



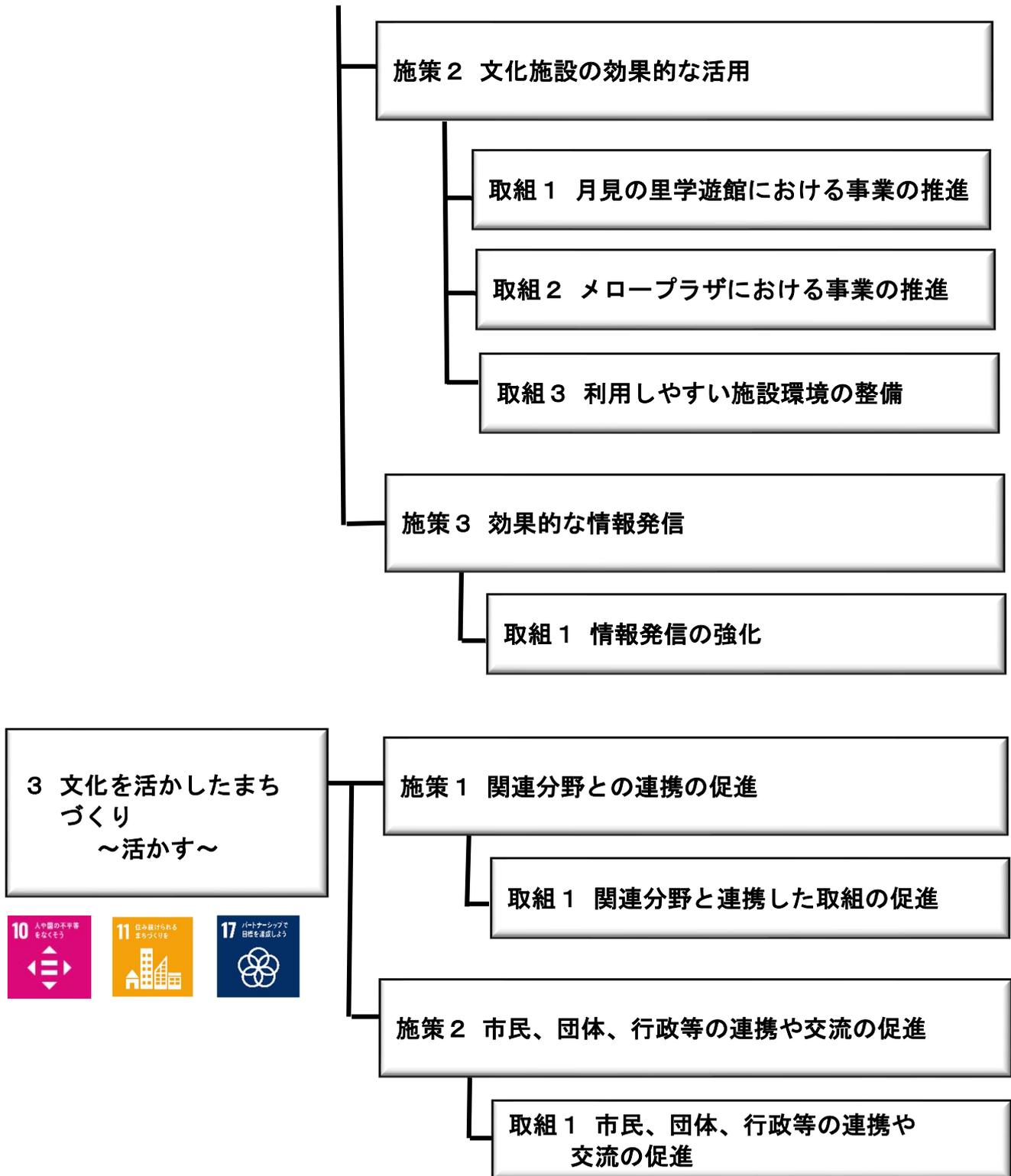
施策1 誰もが文化に親しめる環境づくり

取組1 身近に文化を楽しむ機会の提供

取組2 パブリックアートに親しむ環境づくり

取組3 文化活動への支援

取組4 障がい者の文化活動の促進



## 第4章 施策の展開

### 基本方針1：子どもたちが文化に親しむ機会の充実 ～触れる・育む～

#### 施策1 子どもたちが多様な文化を楽しむ機会の充実

子どもたちが、感性を磨き、創造力や想像力、コミュニケーション能力を育むことができるよう、様々な文化に触れる機会の充実や子ども自身が楽しいと感じられる文化体験を提供します。

また、子どもたちが次世代の担い手となるよう、子どもの頃から文化を身近に感じられる環境を整え、文化への興味・関心を高めます。

#### 【取組1】文化を鑑賞する機会の充実

子どもの頃から文化を身近に感じることができるよう演奏会や演劇、美術作品など様々な文化を鑑賞する機会の充実を図ります。

- (1) 小中学校等と連携し、音楽や演劇などを鑑賞する機会を提供します。
- (2) 文化施設等において、親子で鑑賞できる機会を提供します。



【学校訪問オーケストラ】



【月見の里親子コンサート】



【ワークショップでの作品鑑賞】

#### 【取組2】文化を体験する機会の充実

子どもたちが、文化活動の楽しさを知り、興味を持つことができるよう様々な体験ができる場を提供します。

- (1) 小中学校等と連携し、カリキュラムに対応した文化体験の場を創出します。
- (2) 情報通信技術を活用した体験の場を提供します。
- (3) 文化施設などで多様な文化体験活動の充実を図ります。



【彫刻をつくろうワークショップ】



【もじもじっけんワークショップ】



【郷土資料館 昔の暮らし体験】

## 施策2 子どもたちの表現の場の創出

子どもたちの文化活動に対する意欲の向上を図るとともに、子どもたちが表現することの喜びを感じられるよう、活動の成果を発表できる機会の充実を図ります。

また、子どもたちが継続的に文化活動を行うことができるよう、子どもたちのニーズに合った活動機会の充実を図ります。

### 【取組1】文化活動の発表の場の充実

文化施設や地域などと連携し、子どもたちが日頃の活動の成果を発表できる場の充実を図ります。

- (1) 月見の里学遊館やメロプラザなどで発表の機会を提供します。
- (2) 公共施設を文化活動の場として積極的に開放します。
- (3) 各種ワークショップの成果を発表・展示する場を提供します。



【ユースダンスフェスタ】



【室内楽アカデミーコンサート】



【教育会館 黒板アート制作】

### 【取組2】文化活動を継続する環境づくり

学校や地域、文化施設等との連携を強化し、子どもたちのニーズに合った文化活動が継続的に行われる環境づくりに努めます。

- (1) 文化施設等において、継続的な文化活動の場の充実を図ります。
- (2) 地域や文化活動団体等と連携し、子どもたちの文化活動を支援します。



【月見の里こうさぎ合唱団】



【ダンスワークショップ】



【放課後子ども教室 笠原太鼓】

## 基本方針2：多彩な文化活動の促進 ～伝える・つながる～

### 施策1 誰もが文化に親しめる環境づくり

年齢や国籍、障がいの有無などに関わらず誰もが文化に触れ、文化の魅力を感じられるよう、文化施設やコミュニティセンターなど身近な場所で気軽に楽しめる機会の充実や情報通信技術を活用した機会の提供などを推進します。

また、市民が継続的に文化活動を行えるよう、文化団体等へ支援を行うとともに、団体同士が繋がり連携できる環境を整えます。

#### 【取組1】身近に文化を楽しむ機会の提供

誰もが身近な場所で文化を楽しむことができるよう、文化施設をはじめ、各地区のコミュニティセンターなどで気軽に楽しめる機会を提供します。

また、仕事や子育てなどで時間にゆとりがない人でも文化を楽しむよう情報通信技術を活用した機会の提供に努めます。

- (1) コミュニティセンターや学校などで文化鑑賞の機会を提供します。
- (2) 文化活動の成果を発表する機会を提供します。
- (3) 情報通信技術を活用し、文化に触れる機会を提供します。



#### 袋井市オンライン文化祭

FukuroiCityOffice



再生

シャッフル

28本の動画



袋井高校美術部黒板：  
アート「新鮮組」  
FukuroiCityOffice  
20 回視聴・8 時間前

【袋井市文化協会 市民文化祭】 【コミュニティセンターまつり 作品展示】 【袋井市オンライン文化祭】

#### 【取組2】パブリックアートに親しむ環境づくり

パブリックアートは、好きな時間に鑑賞でき、季節や時刻、天候などによって違った印象を楽しめるとともに、「見る」「触れる」「写真に撮る」など様々な楽しみ方ができるものです。

また、美しい景観は、生活の中に潤いや安らぎを与えてくれます。誰もが健康で文化的な暮らしを送ることができるよう、パブリックアートを身近に感じられる取り組みを行います。

- (1) 市民が彫刻などパブリックアートに親しむ機会の充実を図ります。
- (2) 生活の中でパブリックアートを身近に感じられるよう効果的な情報発信に努めます。
- (3) これまでに設置した彫刻やモニュメントなどの適切な維持管理を行います。

パブリックアートとは、公園や道路などの公共的な空間に設置される芸術作品のことで、設置される空間と融合し、その魅力を高めるものです。

「パブリックアートに親しむ環境づくり」は、本市において、平成3年度から進めてきた「彫刻のあるまちづくり」の基本理念を継承するものです。



【愛野公園のモニュメント】



【袋井駅南口の彫刻】



【浅羽記念公園のモニュメント】

### 【取組3】文化活動への支援

文化活動団体等が主体的に行う文化活動の活性化を図るため、継続的な活動を支援します。

- (1) 文化団体等が行う活動内容や成果の情報発信を強化します。
- (2) 文化活動に関する様々な相談に応じる体制を整えます。
- (3) 文化活動を行う個人や団体などのネットワークの構築に努めます。

### 【取組4】障がい者の文化活動の促進

障がいの有無に関わらず、文化を鑑賞、創造したり、自由に文化活動に参加することができる環境づくりに努めます。

- (1) 障がい者の文化活動の充実を図るとともに、文化活動の情報発信を行います。
- (2) 文化に関する様々な取組において、障がい者が参加しやすい環境づくりに努めます。



【障がい者アート展示会】



【アートカレンダー制作・配布】



袋井市民吹奏楽団による楽しい演奏会!

【クリスマスコンサート】

## 施策2 文化施設の効果的な活用

誰もが文化に親しめる場所となるよう、施設のバリアフリー化や託児サービスなど利用しやすい環境整備に努めるとともに、市民ニーズに対応した多様なジャンルの公演や講座などを行います。

また、市民の文化活動や交流の場としての環境を整えるため、文化施設の適切な管理運営を行うとともに、文化に興味がない人でも利用してみたいと思える施設となるよう施設内のフリースペースや屋外広場の利用を促進します。

### 【取組1】月見の里学遊館における事業の推進

音響に配慮されたホールや広い空間のあるワークショップルーム、隣接する月見の里公園などを活用し、市民の文化の向上や余暇活動の充実を図ります。

- (1) ホールの特性を活かした様々なコンサートを開催します。
- (2) 市民が気軽に様々な文化体験ができる事業を実施します。
- (3) 子どもたちが継続して文化活動ができる場を提供します。



【クリスマスコンサート】



【野外フェスタ】



【映画をつくろう】

### 月見の里学遊館における特色ある事業

#### 【市民音楽劇プロジェクト】

令和3年度に月見の里学遊館開館20周年の記念事業としてスタートしたプロジェクトです。大人から子どもまでの、音楽、ダンス、ものづくりなど様々な分野のワークショップ参加者や同館で活動や公演を行う合唱、器楽のグループが、一つの音楽劇上演に向けて活動しています。

活動ジャンルや世代を超えて、一つの舞台を創り上げ、文化の向上や地域活性化を目指す取組です。



【演技ワークショップ】



【効果音のワークショップ】



【段ボールアートワークショップ】

## 【取組2】メロープラザにおける事業の推進

座席がフラットになる多機能ホールやものづくり工房、調理室などを活用し、地域文化の振興を図るとともに、多彩な市民活動によって人づくりとまちづくりを推進します。

- (1) 市民にとって身近なテーマで、各種体験型講座を実施します。
- (2) 市民ボランティアとの協働により、市民参加型のイベントを開催します。
- (3) 公演等のLIVE配信を行い、施設に足を運ぶことができない人への鑑賞の機会の提供に努めます。



【メロプラフェスタ】



【コスモスマツリ】



【市民劇団メロー朗読公演】

## メロープラザにおける特色ある事業

### 【メローカレッジ】

調理室や食工房、ものづくり工房などの充実した施設を活用し、市民の関心が高いテーマ（美容健康、食、作品作り等）について、手軽に体験や習得、学習ができる講座を毎年70講座以上開催しています。

市民講師を活用するとともに、誰もが参加しやすい講座づくりを行い、受講者同士の交流の場にもなっています。



【味噌づくり】



【スワッグ（※1）づくり】



【茶道】

※1 スワッグとは、花や葉、実などの植物を束ねて壁にかける飾りのこと

### 【取組3】 利用しやすい施設環境の整備

文化施設を誰もが快適に利用できるよう維持管理を行うとともに、時代のニーズにあった利用しやすい環境を整備します。

- (1) 施設の長寿命化に向けた改修工事を行います。
- (2) キャッシュレス決済やオンラインチケットサービスの導入を検討します。

### 施策3 効果的な情報発信

誰もが文化に関する情報を得られるよう、多様なメディアを活用し、市民の特性に合わせた情報発信を行います。また、多様な主体が情報を発信し共有できる仕組みづくりに取り組みます。

#### 【取組1】 情報発信の強化

これまで文化に興味のなかった人や興味はあっても触れる機会がなかった人にも情報が届くよう様々な媒体により情報を発信します。

- (1) 紙媒体やホームページでの情報発信のほか、SNSで共感してもらえる情報をタイムリーに発信します。
- (2) 文化施設や文化活動団体のホームページやSNSなどと連携した情報発信を行います。
- (3) 文化活動に関する情報を市民や文化活動団体と行政が双方向に提供し、共有できる仕組みを検討します。



【月見の里学遊館 Twitter】



【メロープラザ Instagram】



【袋井市文化協会ホームページ】

## 基本方針3：文化を活かしたまちづくり ～活かす～

### 施策1 関連分野との連携の促進

観光やまちづくり、国際交流、福祉など関連する他分野と連携することで相乗効果生まれ、まちの魅力向上につながるよう関係部署間の情報共有及び連携強化に努めます。

また、様々な機会を通して、文化に触れるきっかけを与えられるよう、多様な分野と連携した取組を行います。

#### 【取組1】関連分野と連携した取組の促進

文化と他の分野とが相互に効果を高められるよう連携を図り、文化に関する取組を促進します。

- (1) 他の分野と連携した事業を実施します。
- (2) 文化を楽しめるイベントの充実を図ります。



【障がい者アート展】



【原野谷川 de 夕涼み】



【遠州三山 風鈴まつり】

### 施策2 市民、団体、行政等の連携や交流の促進

文化を通じた交流により生まれたにぎわいを、地域の活性化につなげるため、市民や団体などとの連携や交流を促進します。

また、文化団体等の活動が活発化し、文化活動の裾野が広がるよう他の団体や企業などとの連携を支援します。

#### 【取組1】市民、団体、行政等の連携や交流の促進

市民や団体、行政等の連携を強化するとともに、それぞれの交流を活発化します。

- (1) 市民団体やボランティアが活躍できる取組を促進します。
- (2) 文化活動団体や企業などが連携できるようネットワークの構築に努めます。



【メロプラフェスタ】



【エキマチフェスタ】



【クラフトフェア】

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民や文化活動団体をはじめ、多様な主体と次のような立ち位置で協力・連携して取り組んでいきます。

市民には、文化に興味関心をもち、積極的に文化活動を行うことが期待されます。

文化活動団体には、文化活動の受け皿として、活動の継続・発展、人材の育成に取り組むことが期待されます。

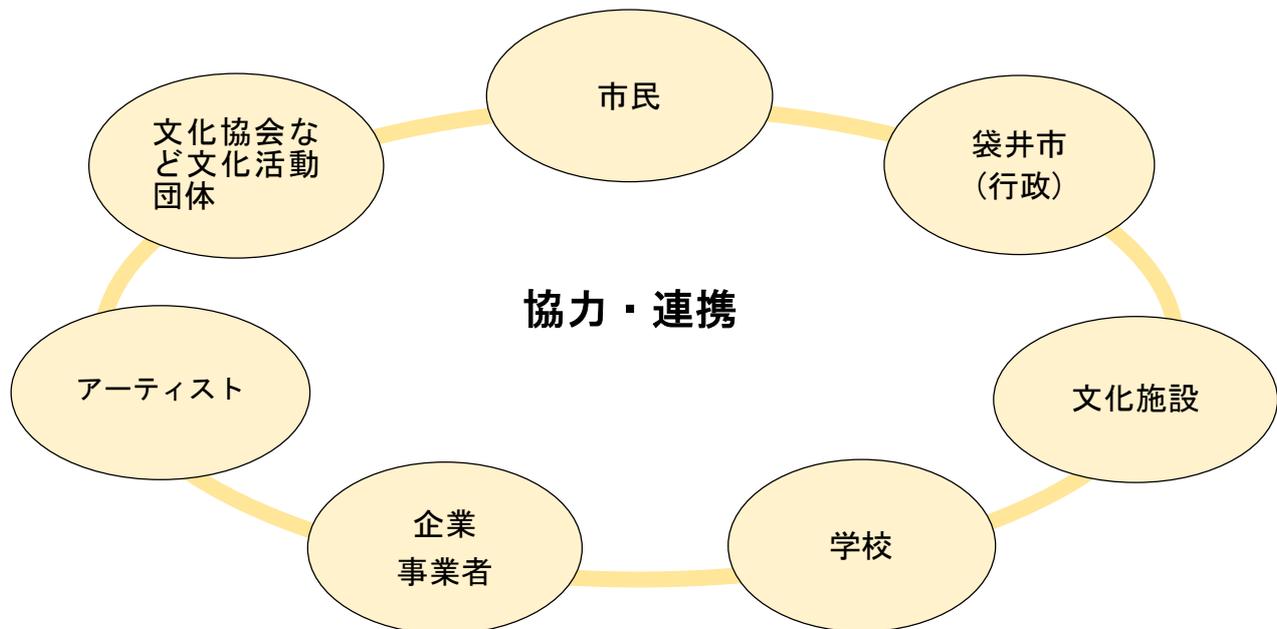
アーティストには、文化を創造し、発信することなどで、文化活動の中核を担うことが期待されます。

企業等には、多様な主体が行う文化活動に対し、様々な形での参加・支援が期待されます。

学校には、子どもたちが文化に触れる（鑑賞・体験・活動）機会の提供が求められます。

文化施設には、文化に触れる（鑑賞・体験・活動）機会を提供するとともに、人々が集まり交流する場の提供が求められます。

行政においては、市民や文化活動団体等の文化活動が活発化するよう支援するとともに、関係団体等と連携を図りながら、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することが求められます。



## 2 計画の進捗管理

本市の文化振興施策を着実に推進するため、毎年度、教育委員会が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の中で、進捗状況を確認し、改善、展開を図るとともに、基本方針に位置付けた各取組の状況をまとめ、月見の里学遊館やメロープラザの運営協議会等で報告し、意見をいただきます。

また、新たな総合計画を策定する場合や社会情勢が大きく変化した場合は、市民への意識調査を行い、市民の文化に対する意識を捉え、計画を見直します。

### 【参考】第2次袋井市総合計画 後期基本計画における文化振興に関連する取組指標

#### 政策6取組2 教養豊かな人づくり

指標名	現状値 (R1)	R3実績値	目標値 (R7)
月見の里学遊館（水玉プール除く）とメロープラザの利用者数 (人/年)	160,943	89,178	162,400
歴史資料館（歴史文化館・郷土資料館・近藤記念館）の利用者数 (人/年)	16,422	17,827	18,200

## 参 考 资 料

## 1 袋井市文化振興計画策定委員会委員名簿

NO	氏 名	選出区分	所属等
1	内山田 真	教育委員会が必要と認める者	法多山尊永寺広報担当
2	小久江 洋	文化芸術関係者	袋井市文化協会会長
3	片山 泰輔	学識経験者	静岡文化芸術大学 文化政策学部教授
4	定國 伸吾	学識経験者	静岡理工科大学 情報学部准教授
5	鈴木 幸子	文化芸術関係者	こどもアトリエtette代表
6	鈴木 結子	文化芸術関係者	静岡県障害者文化芸術活動支援 センター支援コーディネーター
7	戸塚 征彦	文化芸術関係者	メロープラザ館長
8	村鳶 晴香	文化芸術関係者	ママフラメンコ カラバーサ代表
9	諸井 理恵	教育委員会が必要と認める者	山名幼稚園長
10	山崎 景	文化芸術関係者	フルート演奏家・指導者

## 2 計画の策定経過

年月日	内容
令和4年5月17日	第1回袋井市文化振興計画策定委員会：現状・課題、文化芸術振興の方向性検討
6月20日	袋井市議会民生文教委員会：計画の策定について
7月7日	第2回袋井市文化振興計画策定委員会：計画骨子、基本理念、基本方針検討
6月下旬～7月中旬	関係課との意見交換
8月3日	袋井市月見の里学遊館運営協議会での意見交換
8月4日	市民活動団体との意見交換
8月9日	袋井市メロープラザ運営協議会での意見交換
8月16日	文化活動団体との意見交換
8月18日	第3回袋井市文化振興計画策定委員会：計画素案、具体的な取組検討
8月20日	静岡文化芸術大学デザイン学部 教授及び学生との意見交換
8月24日	地元芸術家との意見交換
9月26日	袋井商業高等学校 生徒との意見交換
9月29日	教育委員会定例会：計画（素案）について
10月12日	部長会議：計画（素案）について
10月26日	袋井市議会民生文教委員会：計画（素案）について
11月15日～12月14日	パブリックコメント
令和5年1月12日	第4回袋井市文化振興計画策定委員会
1月31日	教育委員会定例会：計画（最終案）について
2月14日	部長会議：計画（最終案）について
3月8日	市議会民生文教委員会：計画（最終案）について

## 袋井市文化振興計画

発行 袋井市教育委員会生涯学習課

令和5年3月発行

〒437-0013 袋井市新屋一丁目2番地の1

TEL 0538-86-3192

Email [syougai@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:syougai@city.fukuroi.shizuoka.jp)



F U K U R O I

C I T Y

C U L T U R A L

P R O M O T I O N

P L A N

